

「海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」グリーン・フィンズへの取組み業務企画提案競技実施要項

1 企画提案競技の目的

この要項は、令和6年度「グリーン・フィンズへの取組み業務」を委託するにあたり、広く技術提案を募集し、最も的確と判断される受託者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

「海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」グリーン・フィンズへの取組み業務

(2) 業務内容

別紙「グリーン・フィンズへの取組み業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日(金)まで

(4) 委託料上限（提案上限額）

金1,600,000円以内とする。（消費税及び地方消費税額を含む）

※なお、この金額を超える提案は失格とする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) グリーン・フィンズについての確かな知識を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てをなされていない者であること
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (9) 次に該当しない者
 - ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、屋久島町の競争入札参加停止の措置又は排除措置要件に該当した場合、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 参加申込

本案件に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

項目	内容
提出書類及び部数	提案競技参加申込書（様式1）・・・1部
提出方法	配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として役場開庁日の8時30分から17時15分まで）
提出期限	令和6年8月14日（水）17時00分 必着
提出先	屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係宛 住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
その他	提案競技参加申込書を提出していない事業者については、本案件に参加することはできません。

5 質問書の提出

本案件の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

項目	内容
提出書類	提案競技質問書（様式2）
提出方法	次のとおり電子メールで提出すること。なお、提出時には別途電話によりメールの受信確認を行うこと。 （1）件名 プロポーザル質問書 （2）提案競技質問書（様式2）を添付 （3）送信先 sizen@town.yakushima.kagoshima.jp
提出期限	令和6年8月16日（月）12時00分まで
回答方法	後日、すべての参加申込者に対しメールにて回答します。（ただし、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除きます。）

6 企画提案書等の提出

提案競技の参加者は、仕様書の内容に基づき、企画提案書（以下、「提案書」という。）を提出してください。

項目	内容
提出書類 及び部数	<p>(1) 提案書</p> <p>ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。</p> <p>イ 副本5部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。</p> <p>【特記事項】</p> <p>※ ア、イともに様式任意、A4横サイズ、両面印刷、長辺綴じ、ページ番号を付すこと。</p> <p>※ 提案書の作成にあたっては、専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確な提案書としてください。</p> <p>※ 提案書の表紙は、あて名「屋久島町」、標題「グリーン・フインズへの取組み業務」及び「提出年月日」を記載してください。</p> <p>※ 実施内容・実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。</p> <p>(2) 同種又は類似業務の実績調書（様式3）</p> <p>ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。</p> <p>イ 副本5部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。</p> <p>※実績がない場合は、提出は不要です。</p> <p>(3) 見積書（本業務期間内に要する経費）（様式4）</p> <p>ア 正本1部 提案者名（企業名）を記載し、代表者印を押印したもの。</p> <p>イ 副本5部 提案者名（企業名）が分からないよう、社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの。</p>

	<p>【特記事項】</p> <p>※見積額は、本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額としてください。</p> <p>※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。</p> <p>※経費の内訳（単価・人数・回数等を記載）を任意様式で添付してください。</p> <p>(4) 添付書類（各1部）</p> <p>ア 会社概要（事業概要が分かるパンフレットでも可）</p> <p>イ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明</p> <p>ウ 屋久島町の町税に係る徴収金に滞納がないことの証明 ※屋久島町に住所が無い場合は本社所在地の市区町村が発行する証明</p> <p>エ 法人登記簿（現在事項全部証明書）</p> <p>※添付書類については、屋久島町の指名業者に登録されている事業者は提出不要。</p>
提出方法	配達記録が残る郵送（提出期限までに必着）又は持参（原則として役場開庁日の8時30分から17時15分まで）
提出期限	令和6年8月23日（金）17時00分
提出先	屋久島町役場 観光まちづくり課 地域振興係宛 住所：〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
留意事項	<p>(1) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めません。</p> <p>(2) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。</p> <p>(3) 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。</p>

7 受託候補者選考の概要

(1) 選考会

屋久島町が設置する選考委員会において、資料2「提案競技に係る評価項目・評価基準」に基づき提案内容を評価し、最も評価点が高い提案者を受託候補者とします。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査

審査はプレゼンテーション（オンライン可）により行います。

- ・追加資料の配布は禁止する。
- ・提出した提案書に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションの時間は質疑応答を含む1時間以内とすること。

(3) 選定除外について

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

ア 委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(4) 選考結果

選考の結果は、すべての提案者に電子メールにて通知します。

なお、選考結果に関する質問・照会には応じません。

8 提出書類の取り扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。

(4) 選定された提案は、協議により内容の変更を求めることがあります。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

10 契約

選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、受託候補者と提案内容を基に最終的な仕様等を決定する協議を行い、業務契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務契約手続きのための協議を行います。

11 その他留意事項

(1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。

(2) 選考結果に関する質問には一切回答しません。

(3) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議の上で変更することがあります。

(4) この委託で作成された成果品は、屋久島町に帰属するものとします。

12 スケジュール

内 容	期 日
(1) 募集開始	令和6年7月31日(水)
(2) 参加申込の提出期限	令和6年8月14日(水) 17時まで
(3) 質問書の提出期限	令和6年8月16日(金) 12時まで
(4) 質問に対する回答	令和6年8月20日(火)
(5) 企画提案書の提出期限	令和6年8月23日(金) 17時まで
(6) 受託候補者選考	令和6年8月下旬
(7) 受託候補者決定	令和6年9月上旬
(8) 契約締結	令和6年9月中旬

13 お問い合わせ・書類送付先

屋久島町観光まちづくり課 地域振興係(担当:寺田)
〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
電話番号:0997-43-5900(内線233)
Eメール:shizen@town.yakushima.kagoshima.jp

グリーン・フィンズへの取組み業務仕様書

1 業務名

「海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」グリーン・フィンズへの取組み業務

2 目的

令和4年度より、屋久島の自然を作る「水の循環」をテーマに始まったプロジェクトをより発展させるため、グリーン・フィンズ概念と取組みを広く啓発し、自然資源の保全と活用について町全体での認識を深め、本町のエコツーリズム推進を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月7日(金)

4 業務内容

(1) 企画・運営について

ア 趣旨

- ①目的に基づいたセミナー・ワークショップを開催する。
- ②参加者が海の環境に対して意識を高めるとともに、環境に負荷をかけないグリーン・フィンズのガイドラインに沿ったダイビングやシュノーケリングを普及させ、持続可能な観光産業となるよう取組む。

イ 実施回数

セミナー1回、ワークショップ1回(同一行程)

ウ 時期及び開催期間

令和7年2月末までに全て実施すること。

エ 対象

- ・屋久島町内の方・・・別紙実施予定表による。
- ・屋久島町外の方・・・屋久島町に定住する意思があり、将来本取組みの趣旨に則り開業を考える者。
※移住・開業にかかる考えを提出すること(自由様式)

オ 実施場所

屋久島島内

カ 取組みの周知及び募集問い合わせ対応等

セミナー等の集客に効果のある様々な媒体を活用した広報活動を実施し、参加者の募集、申込受付を行い、パンフレットやポスター等の印刷物を使用するときは作成部数、配布先などの内訳を示し、いずれも企画書提案書に具体的な内容を明記すること。

参加者からの問い合わせについては、連絡先(電話や電子メール等)を定め、対応すること。

キ 委託料(対象経費)

委託料の対象経費は、委託事業に係る一切の費用とし、飲食費や施設の入場料などは対象としない。

また、備品購入費も原則対象としないため、リースやレンタル対応とすること。

ク 参加費

参加者からの料金(参加料など)は徴収しないこと。

ケ アンケートの実施

セミナー等終了後、参加者に対するアンケートを実施すること。内容については事前に町の確認を取ること。

コ 事業報告書の提出

受託者は、業務終了後、事業報告書を1部提出すること。事業報告書には、開催内容、実施日時、実施会場、参加人数、状況報告、状況写真、アンケート結果等の状況を報告すること。また、要した経費について、委託料部分は対象外経費が含まれないよう記載すること。

サ その他

- ・ワークショップ等実施中は、参加者の安全確保に十分注意し、不測の事態にも対応できる人員体制を整えること。また、参加者を対象とした保険に加入すること。（座学のみは不用）
- ・受託者は委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- ・参加者からの相談は真摯に対応すること。

5 受託者の責務

- (1) 受託者は常に善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行すること。
- (2) 受託者は本業務の遂行にあたり、委託者及び第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものは、委託者の責任とする。

6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受託者は事業報告書を提出し、検収に合格後、委託料を請求すること。委託者は、当該請求を受領後 30 日以内に支払いを行うものとする。

7 個人情報保護、秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、委託者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

8 留意事項

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。
- (2) 本業務に係る内容（経費の内訳含む）は、委託者と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (3) 受託者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

取組み予定

実施項目/対象	ワークショップ	セミナーG F
行政関係者	○	○
エコツアー協		○
観光協会 (含む会員)		○
陸域ガイド		○
水域ガイド		○
ダイビング・シュノーケリング業者	○	○
商工会 (会員含む)		○
飲食店組合等		○
屋久島町民 (広く募集)		○
将来本取組みの趣旨に則り開業を考える者	○	○

提案競技に係る評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点
業務実施方針	業務の目的に十分理解があり、提案の基本的な考え方や取り組み方針が妥当であるか。	10
業務実績	同種又は類似業務の実績があり、業務に対応できる十分なノウハウがあるか。	5
業務実施体制	業務の実施体制や人員が確立・確保されているか。	10
業務計画	業務行程が効率的、計画的で実現性があるか。	20
業務提案	業務全体として、取組みへの参加意欲を引き出し目的が伝わる魅力的な内容が提案されているか。	25
	参加者の増加につながるよう、イベントの周知や募集の方法など集客策が工夫されているか。	25
業務経費	見積金額	5
合 計		100